

十九八七	六	五	四	三	二	一	基づき、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省告示第百五十四号）第四条第十四項の規定による。
初期利子	利発行日	振替単位	額最低額面金	発行額	用振替法の適	の法律及条項及び根拠	名稱及び記
平成〇年面積	平成〇年面積	平整記載法の規定による。	平成〇年面積	額機関は日本銀行とする。	適用を受けるものとしている。	社債、株式等の振替に関する法律第十七号（平成二十三年法律第百七号）	個人向け利付国庫債券（固定・五
二十・金額	・金額	倍又は記録による。	万円	一万円で五百四十億九千九百三	下へ平成十三年法律第十七号（平成二十三年法律第百七号）	東日本大震災からの復興のために必要な財源	財務大臣 麻生太郎
十五年六月十五日を支払期	・五百円	五百円のととする。	五百円	五百円のとし、その規定による。	（第三十回）	施策を実施するための復興のための特別措置法（平成六十一年）	
三十・セント	セント	セントのとする。	五百円	五百円のとし、その規定による。	（第三十回）	（第三十回）	

の	中	払	払	償	償	後	第
取	途	込	込	還	還	の	二
扱	換	場	期	金	期	利	期
い	金	所	日	額	限	子	以

$$\begin{array}{r} \text{額面金額} \\ \times \end{array} \quad \begin{array}{r} 0.06 \\ \hline 100 \\ \times \end{array} \quad \begin{array}{r} 1 \\ \hline 2 \end{array}$$

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ × 2 - 受入経過利子に相当する金額) なれば、収入総額利子に相当する金額は、次の算式により算出しその算玉結果に丘未満の端数が

生じた場合には切捨てとし、一円に満たない場合には一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、個人向け国債の発行等に関する省令へ平成十四年財務省令第六十八号（第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄について同じく）次号において同じくは

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.06}{100}$$

初期利子支払期の6カ月前の日から発行日までの日数

(二) 平成二十六年十月十五日以

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - 利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100} \times 2$

十七 中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人向
け国債を有する者（相続税法（昭
和二十五年法律第七十三号）第二
十一条の四第一項に規定する特別
障害者扶養信託契約の受益者を含
む。）が、死亡したときにはその
相続人が、又はその居住する市町
村（特別区を含み、地方自治法（
昭和二十二年法律第六十七号）第
二百五十二条の十九第一項の指定
都市にあつては、当該市又は当該
市の区とする。）の区域内において、

災害救助法（昭和二十二年法律第百八十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかる債権たときには、当該個人向け国債を有する者と、平成二十六年四月十五日までの債権の中途換金を請求することができる。次に、その買取額は、その買取額とされる。この算式により算出した金額とする。

(一) 平成二十六年四月十五日前までの間の場合

$$\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - (\text{利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100}) + \text{経過利子に相当する金額} - \text{受入経過利子に相当する金額}$$

(二) 平成二十六年四月十五日の場合

$$\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - (\text{経過利子に相当する金額} - \text{受入経過利子に相当する金額})$$